

全 建 事 発 第 020 号
令 和 7 年 5 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

地方公共団体における公共工事の施工時期の平準化
に関する取組の「見える化」について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事の施工時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受け、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和7年4月10日付け総行第107号・国不入企第1号）等により、国土交通省は各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきました。

また、総務省及び国土交通省は、令和2年度より全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施するなど、各地方公共団体の平準化の取組を促進しています。

このたび、「令和6年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」等の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について、別添のとおり公表されましたので、貴会による発注関係機関への要望・意見交換における基礎資料として活用するとともに、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ホームページURLは下記を参照願います。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html

【添付資料】

別添 国土交通省公表資料「地方公共団体における平準化の状況」

以上

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp